

添付法令資料 3 :

銀行を介する現地通貨を使用した二国間取引決済に関する 2020 年 8 月 27 日付
インドネシア銀行規則 No.22/12/PBI/2020 (目次)
同月 28 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 インドネシア ACCD (指定クロスカレンシー取引仲介者) 銀行
 - 第 1 節 インドネシア ACCD 銀行の指定 (第 2 条)
 - 第 2 節 インドネシア ACCD 銀行の指定の終了 (第 3 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 インドネシア ACCD 銀行の金融活動及び金融取引
 - 第 1 節 通則 (第 7 条)
 - 第 2 節 LCS (現地通貨決済) 実施目的のための金融活動 (第 8 条)
 - 第 1 款 ルピア建て非居住者特別目的口座及び提携国通貨建て非居住者特別目的口座の開設 (第 9 条ないし第 12 条)
 - 第 2 款 提携国通貨建て非居住者サブ特別目的口座の開設 (第 13 条及び第 14 条)
 - 第 3 款 ルピア建て非居住者特別目的口座及び提携国通貨建て非居住者特別目的口座の残高、並びにルピア建て非居住者サブ特別目的口座及び提携国通貨建て非居住者サブ特別目的口座の残高の管理 (第 15 条ないし第 20 条)
 - 第 4 款 資金移動 (第 21 条ないし第 24 条)
 - 第 5 款 融資 (第 25 条ないし第 29 条)
 - 第 3 節 LCS 実施目的のための金融取引
 - 第 1 款 金融取引 (第 30 条ないし第 32 条)
 - 第 2 款 金融取引決済の調整 (第 33 条及び第 34 条)
 - 第 3 款 スワップ取引のポジション (第 35 条及び第 36 条)
- 第 4 章 基本取引
 - 第 1 節 基本取引の一般原則 (第 37 条及び第 38 条)
 - 第 2 節 基本取引の種類 (第 39 条及び第 40 条)
 - 第 3 節 基本取引文書 (第 41 条)
- 第 5 章 建値 (第 42 条及び第 43 条)
- 第 6 章 ルピア及び/又は外貨に対する提携国通貨取引のオープン・ポジション (第 44 条及び第 45 条)
- 第 7 章 ノンデリバラブル・フォワード取引 (第 46 条)
- 第 8 章 インドネシア ACCD 銀行のサービス推進 (第 47 条)
- 第 9 章 標準作業手順書 (第 48 条及び第 49 条)
- 第 10 章 報告 (第 50 条ないし第 52 条)
- 第 11 章 監督 (第 53 条ないし第 55 条)

第 12 章 雑則 (第 56 条)

第 13 章 終則 (第 57 条ないし第 59 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所